

会議の運営に当たっての確認事項について

1 確認報告事項

① 会議公開

本審議会は、宮代町市民参加条例第15条の規定に基づき、原則として、会議及び会議録については公開されます。なお、発言者名を明記いたします。

市民参加条例（抄）

（会議の公開等）

第15条 町は、原則として審議会等の会議を公開するものとします。

2 町は、原則として審議会等の会議録を公表するものとします。

② 謝金について

審議会の委員には、町の条例に基づき、1回ごとの出席について謝金等が支払われます。

町に支払口座登録のない方は、別途、支払口座等の確認をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

2 調整事項について

① 会議の開催日程等について

14名の委員の皆様が常に審議会に、毎回御出席いただけることが理想ですが、日程の都合上、全員の出席が難しいケースもあると思います。そこで、会議の開催日程等については、次のとおり調整したいと考えます。

事務局案

会議開催の日程調整に当たっては、2つ以上のパターンの日程（開催日、開催時間）を提示させていただき、出席可能者の多い方を開催日としてはどうかと考えています。

なお、欠席委員の希望があれば、当日の会議の検討状況などについて、説明する機会を設けていきたいと考えています。

（参考）まちづくり基本条例

宮代町のまちづくりは、ここに住み、活動するすべての人の意思によって行われなければなりません。そのためには、自助と共助による市民自治の考え方を基本理念として共有し、市民が自ら出来ることは自ら行い、知恵と行動を持って、互いに協力し合いながら、身近な問題の解決にあたっていく必要があります。そして、町議会及び行政には、こうした市民の意思と行動を尊重しながら、その信託された役割に責任を持って応えていくことが求められます。

こうした認識のもと、より良い宮代町を創造し続けていくための規範となるべきものとして、宮代町まちづくり基本条例を制定しています。